

令和8年10月1日（木）、10月2日（金）の2日間 埼玉県最低賃金の改定について

J R大宮駅、J R熊谷駅で周知活動を行いました。

埼玉県最低賃金が令和8年10月1日から「時間額 1,196 円」に改定されました。
県民の皆様幅広く周知されるよう、埼玉労働局長、埼玉地方最低賃金審議会委員、労使団体関係者、管内所轄労働基準監督署長及び公共職業安定所長等らが周知活動を行いました。

【令和8年10月1日 J R大宮駅構内】



（田平労働局長）



（集合写真）

【令和8年10月2日 JR熊谷駅構内】



(高橋労働基準部長)



(集合写真)

(最低賃金の改正についてはこちらをご覧ください。)

https://jsite.mhlw.go.jp/saitama-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/chingin_kanairoudou.html#2